

報酬の返還について

新規採用者が入社日より 90 日以内に自己都合（死亡、病気、甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合は、報酬額を下記の条件で返還する。この場合求人者は弊社に対し、新規採用者の退職日より 5 営業日以内に退職の事実を書面により通知し、弊社はこれを受け退職を確認した上で求人者へ返還する。

- ①新規採用者が入社後 14 日以内に退職した場合：報酬額の 100%
- ②新規採用者が入社後 15 日以上、30 日以内に退職した場合：報酬額の 80%
- ③新規採用者が入社後 31 日以上、60 日以内に退職した場合：報酬額の 50%
- ④新規採用者が入社後 61 日以上、90 日以内に退職した場合：報酬額の 20%

(以 上)